

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第8号

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例施行規則（平成25年上越市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「又は同条第3項に規定する旅館営業」を削り、同項第4号中「又は同条第2号に規定する喫茶店営業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。